

別添

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

東京電力株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p data-bbox="507 701 1092 856">柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定</p> <p data-bbox="605 1549 994 1602"><u>東京電力株式会社</u></p>	<p data-bbox="1682 701 2267 856">柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定</p> <p data-bbox="1584 1549 2365 1602"><u>東京電力ホールディングス株式会社</u></p>	<p data-bbox="2576 1545 2822 1575">・社名変更に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>昭和59年 5月 1日 (認可番号59安(保障)第1952号) 昭和60年 9月18日 1次改正(認可番号60安(保障)第3182号) 昭和61年 4月11日 2次改正(認可番号61安(保障)第2062号) 昭和63年10月 1日 3次改正(認可番号63安(保障)第5422号) 平成 6年11月18日 4次改正(認可番号 6安(保障)第6653号) 平成 7年 3月 1日 5次改正(認可番号 7安(保障)第1592号) 平成 8年 2月27日 6次改正(認可番号 8安(保障)第 283号) 平成 8年 6月27日 7次改正(認可番号 8安(保障)第3228号) 平成 9年10月 1日 8次改正(認可番号 9原(保障)第2550号) 平成10年 5月11日 9次改正(認可番号10原(保障)第2276号) 平成13年 2月13日10次改正(認可番号12 諸文科科 第 280号) 平成16年 1月14日11次改正(認可番号15 諸文科科 第4705号) 平成16年 6月18日12次改正(認可番号16 諸文科科 第1239号) 平成18年12月25日13次改正(認可番号18 諸文科科 第3471号) 平成20年10月 9日14次改正(認可番号20 諸文科科 第3025号) 平成22年 2月12日15次改正(認可番号21 受文科科 第3843号) 平成24年 1月13日16次改正(認可番号23 受文科開 第2163号) 平成26年 4月 1日17次改正(認可番号 原規放発第1403259号) 平成26年10月22日18次改正(認可番号 原規放発第1410174号)</p>	<p>昭和59年 5月 1日 (認可番号59安(保障)第1952号) 昭和60年 9月18日 1次改正(認可番号60安(保障)第3182号) 昭和61年 4月11日 2次改正(認可番号61安(保障)第2062号) 昭和63年10月 1日 3次改正(認可番号63安(保障)第5422号) 平成 6年11月18日 4次改正(認可番号 6安(保障)第6653号) 平成 7年 3月 1日 5次改正(認可番号 7安(保障)第1592号) 平成 8年 2月27日 6次改正(認可番号 8安(保障)第 283号) 平成 8年 6月27日 7次改正(認可番号 8安(保障)第3228号) 平成 9年10月 1日 8次改正(認可番号 9原(保障)第2550号) 平成10年 5月11日 9次改正(認可番号10原(保障)第2276号) 平成13年 2月13日10次改正(認可番号12 諸文科科 第 280号) 平成16年 1月14日11次改正(認可番号15 諸文科科 第4705号) 平成16年 6月18日12次改正(認可番号16 諸文科科 第1239号) 平成18年12月25日13次改正(認可番号18 諸文科科 第3471号) 平成20年10月 9日14次改正(認可番号20 諸文科科 第3025号) 平成22年 2月12日15次改正(認可番号21 受文科科 第3843号) 平成24年 1月13日16次改正(認可番号23 受文科開 第2163号) 平成26年 4月 1日17次改正(認可番号 原規放発第1403259号) 平成26年10月22日18次改正(認可番号 原規放発第1410174号) <u>平成28年 月 日19次改正(認可番号 第 号)</u></p>	<p>・施行期日の追加に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する 核燃料物質に関する計量管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者) 第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。 2 計量管理責任者は、第二運転管理部燃料GMとする。 3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織) 第6条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務) 第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。 (1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。 (2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。 (3) <u>本店</u>・原子力運営管理部燃料管理GMは、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号) 第8条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。 2 MBA及びその符号は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号) 第9条 各MBA内に計量管理を行うための主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。 2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する 核燃料物質に関する計量管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者) 第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。 2 計量管理責任者は、第二運転管理部燃料GMとする。 3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織) 第6条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務) 第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。 (1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。 (2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。 (3) <u>本社</u>・原子力運営管理部燃料管理GMは、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号) 第8条 発電所の原子炉及びその附属施設ごとに、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。 2 MBA及びその符号は、別表2に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号) 第9条 各MBA内に計量管理を行うための主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。 2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>P2 ・組織改編に伴う変更</p>

下線：変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 実在庫量の確認</p> <p>(棚卸し及びその頻度)</p> <p>第24条 計量管理責任者は、MBAごとに、当該MBA内の核燃料物質の実在庫量を確定するための調査（以下「棚卸し」という。）を行うものとする。</p> <p>2 棚卸しは、原則として、各MBAにおける燃料取替のつど実施するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、原則として前回の棚卸しから14ヶ月以内（通常、12ヶ月間隔）で、かつ暦年において1回以上の頻度で棚卸しを実施するものとする。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第25条 計量管理責任者は、棚卸しを実施する場合は、あらかじめ棚卸しの実施に関する計画書（以下「棚卸し実施計画書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 実施予定日</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>(3) KMPごとの棚卸しの実施内容及び測定の内容</p> <p>(4) KMPごとの棚卸し実施予定日における推定在庫量</p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸し実施予定日及び棚卸し実施予定日におけるKMPごとの推定バッチ数について、原則として棚卸し実施予定日の1ヶ月前までに<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>に連絡するものとする。</p> <p>(棚卸しの実施手続)</p> <p>第26条 計量管理責任者は、棚卸しを実施する場合は、棚卸し実施計画書及び次に定める事項に従い実施するものとする。</p> <p>(1) 棚卸し実施中は、原則として棚卸し以外の目的では核燃料物質の受入れ、払出し及びMBA内での移動を行わないものとする。</p> <p>(2) 第24条第2項に基づく棚卸しは、KMPごとに核燃料物質の員数勘定及び同定並びに第7章に定める測定等により行うものとする。</p> <p>(3) 第24条第3項に基づく棚卸しは、KMPごとに核燃料物質の員数勘定及び別表7に定める運転記録との照合により行うものとする。但し、員数勘定が直接できない場合は、間接的に員数を推定することができる方法をもって員数勘定にかえることができるものとする。</p>	<p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 実在庫量の確認</p> <p>(棚卸し及びその頻度)</p> <p>第24条 計量管理責任者は、MBAごとに、当該MBA内の核燃料物質の実在庫量を確定するための調査（以下「棚卸し」という。）を行うものとする。</p> <p>2 棚卸しは、原則として、各MBAにおける燃料取替のつど実施するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、原則として前回の棚卸しから14ヶ月以内（通常、12ヶ月間隔）で、かつ暦年において1回以上の頻度で棚卸しを実施するものとする。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第25条 計量管理責任者は、棚卸しを実施する場合は、あらかじめ棚卸しの実施に関する計画書（以下「棚卸し実施計画書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 実施予定日</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>(3) KMPごとの棚卸しの実施内容及び測定の内容</p> <p>(4) KMPごとの棚卸し実施予定日における推定在庫量</p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸し実施予定日及び棚卸し実施予定日におけるKMPごとの推定バッチ数について、原則として棚卸し実施予定日の1ヶ月前までに<u>原子力規制委員会</u>に連絡するものとする。</p> <p>(棚卸しの実施手続)</p> <p>第26条 計量管理責任者は、棚卸しを実施する場合は、棚卸し実施計画書及び次に定める事項に従い実施するものとする。</p> <p>(1) 棚卸し実施中は、原則として棚卸し以外の目的では核燃料物質の受入れ、払出し及びMBA内での移動を行わないものとする。</p> <p>(2) 第24条第2項に基づく棚卸しは、KMPごとに核燃料物質の員数勘定及び同定並びに第7章に定める測定等により行うものとする。</p> <p>(3) 第24条第3項に基づく棚卸しは、KMPごとに核燃料物質の員数勘定及び別表7に定める運転記録との照合により行うものとする。但し、員数勘定が直接できない場合は、間接的に員数を推定することができる方法をもって員数勘定にかえることができるものとする。</p>	<p>P6</p> <p>・原子力規制委員会組織改編に伴う変更</p>

下線：変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第10章 報 告</p> <p>(計量管理に関する報告等) 第43条 計量管理責任者は、計量管理に関する報告等が適切な時期に原子力規制委員会に報告されていることを確認するものとする。 2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表8に定めるとおりとする。</p> <p>(コンサイスノート) 第44条 前条に定める報告等を行う場合は、必要に応じてコンサイスノートにより補足するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(<input type="text"/>)の保管) 第45条 計量管理責任者は、<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>から通知のあった、発電所の各施設に係る<input type="text"/>及び<input type="text"/><input type="text"/>を発電所に備えておくものとする。</p> <p>(<input type="text"/>)の変更) 第46条 計量管理責任者は、別表9に定める<input type="text"/>の変更及び別表9によらない<input type="text"/><input type="text"/>の変更に関連する情報について、別表10の定めるところにより、<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>に連絡するものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合において<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>から要請があったときは、必要な協力を行うものとする。</p> <p>(供給当事国等の確認) 第47条 計量管理責任者は、海外から核燃料物質を受入れる場合、核燃料物質の供給当事国別管理に必要があるときは、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報についてあらかじめ国際約束に基づく連絡を受けていることを確認するものとする。</p> <p>(封印及び監視装置) 第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第11項、第12項、第13項及び第14項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>へ連絡するものとする。 (1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p>	<p style="text-align: center;">第10章 報 告</p> <p>(計量管理に関する報告等) 第43条 計量管理責任者は、計量管理に関する報告等が適切な時期に原子力規制委員会に報告されていることを確認するものとする。 2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表8に定めるとおりとする。</p> <p>(コンサイスノート) 第44条 前条に定める報告等を行う場合は、必要に応じてコンサイスノートにより補足するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(<input type="text"/>)の保管) 第45条 計量管理責任者は、<u>原子力規制委員会</u>から通知のあった、発電所の各施設に係る<input type="text"/><input type="text"/>及び<input type="text"/>を発電所に備えておくものとする。</p> <p>(<input type="text"/>)の変更) 第46条 計量管理責任者は、別表9に定める<input type="text"/>の変更及び別表9によらない<input type="text"/><input type="text"/>の変更に関連する情報について、別表10の定めるところにより、<u>原子力規制委員会</u>に連絡するものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合において<u>原子力規制委員会</u>から要請があったときは、必要な協力を行うものとする。</p> <p>(供給当事国等の確認) 第47条 計量管理責任者は、海外から核燃料物質を受入れる場合、核燃料物質の供給当事国別管理に必要があるときは、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報についてあらかじめ国際約束に基づく連絡を受けていることを確認するものとする。</p> <p>(封印及び監視装置) 第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第11項、第12項、第13項及び第14項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を<u>原子力規制委員会</u>へ連絡するものとする。 (1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p>	<p>P10 ・原子力規制委員会組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由 (3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連 絡)</p> <p>第49条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、その状況について速やかに<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 第23条第1項及び第2項に定める試料の収去及び保管 (2) 第48条第1項に定める封印又は監視装置の管理</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で必要と判断した場合は、<u>原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 放射線対策・保障措置課 保障措置室</u>へ連絡するものとする。</p>	<p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由 (3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>原子力規制委員会</u>から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連 絡)</p> <p>第49条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、その状況について速やかに<u>原子力規制委員会</u>へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 第23条第1項及び第2項に定める試料の収去及び保管 (2) 第48条第1項に定める封印又は監視装置の管理</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で必要と判断した場合は、<u>原子力規制委員会</u>へ連絡するものとする。</p>	<p>P11</p> <p>・原子力規制委員会組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者) 第50条 法律第52条第1項の許可を受けた核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。 2 計量管理責任者は、第一保全部計測制御（1・4号）GMとする。 3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織) 第51条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務) 第52条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。 (1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。 (2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。 (3) 本店・原子力運営管理部保守管理GMは、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号) 第53条 発電所全体をもってMBAを設定し、その符号は□とする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号) 第54条 MBA内に計量管理を行うためのKMPを設定する。 2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者) 第50条 法律第52条第1項の許可を受けた核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。 2 計量管理責任者は、第一保全部計測制御（1・4号）GMとする。 3 計量管理責任者の上位職の者は、計量管理責任者に疾病その他やむを得ない事由が見込まれる場合には、あらかじめ計量管理責任者の代行者を指名するなど、計量管理に関する業務を滞りなく遂行できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(計量管理組織) 第51条 発電所における計量管理に関する組織は、別図1に定めるとおりとする。</p> <p>(職 務) 第52条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。 (1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。 (2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。 (3) 本社・原子力運営管理部保守管理GMは、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号) 第53条 発電所全体をもってMBAを設定し、その符号は□とする。</p> <p>第3章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号) 第54条 MBA内に計量管理を行うためのKMPを設定する。 2 KMP及びその符号は、別図2に定めるとおりとする。</p>	<p>P12 ・組織改編に伴う変更</p>

下線：変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(施行期日) 第1条 この規定は、<u>平成26年10月22日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(施行期日) 第1条 この規定は、<u>平成28年 月 日</u>から施行する。</p>	<p>P17 ・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする</p>

柏崎刈羽原子力発電所 計量管理規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">別図-1 計量管理組織 (第6条, 第5.1条関係)</p> <p style="text-align: center;">注: □印は発電所計量管理関係職位を示す。</p>	<p style="text-align: center;">別図-1 計量管理組織 (第6条, 第5.1条関係)</p> <p style="text-align: center;">注: □印は発電所計量管理関係職位を示す。</p>	<p>P18 ・組織改編に伴う変更</p>